

○大分県土地改良財産事務取扱規則

昭和三十四年十二月二十五日
大分県規則第七十四号

大分県土地改良財産事務取扱規則をここに公布する。

大分県土地改良財産事務取扱規則

(趣旨)

第一条 この規則は、土地改良財産の管理及び処分に関する事務の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(土地改良財産の範囲)

第二条 大分県土地改良財産の管理及び処分に関する条例(昭和三十四年大分県条例第三十号。以下「条例」という。)第二条第二項に規定する財産の種類及び種目は、別表のとおりとする。

(土地改良財産台帳)

第三条 知事は、土地改良財産台帳(第一号様式)を備え、当該財産について変動があつたときは、直ちに整理しておくものとする。

(昭四二規則七六・全改)

(管理委託の手続)

第四条 知事は、条例第三条の規定により、土地改良財産の管理を委託するときは、管理の委託を受ける者(以下「管理受託者」という。)と協議して次に事項を定めるものとする。

一 管理を委託する土地改良財産の所在及び種類

二 管理委託年月日

三 管理の方法

四 委託の条件

五 その他必要に事項

2 知事は、前項第二号の規定により定められた日に、その職員をして管理受託者と実地に立ち合させ、当該財産を引き継がせるものとする。

(管理台帳)

第五条 条例第四条第四号に規定する管理台帳は、土地改良財産管理台帳(第二号様式)とする。

(昭四二規則七六・一部改正)

(管理状況の報告)

第六条 条例第四条第五号に規定する管理状況の報告は、翌年度の五月末日とし、受託財産管理状況報告書(第三号様式)によらなければならない。

(昭四二規則七六・一部改正)

(滅失等の場合の報告)

第七条 条例第四条第六号に規定する報告は、土地改良財産の滅失(き損)報告書(第四号様式)によらなければならない。

(他目的使用の手続)

第八条 管理受託者は、条例第五条の規定に基き、知事の承認を受けようとするときは、受託財産他目的使用承認申請書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(改築等の手続)

第九条 管理受託者又は県営土地改良事業の工事以外の工事を行なおうとする者は、条例第六条の規定による承認を受けようとするときは、管理受託者にあつては受託財産改築(追加工事)承認申請書(第六号様式)を、県営土地改良事業の工事以外の工事を行なおうとする者にあつては土地改良財産改築(追加工事)承認申請書(第六号様式の二)を知事に提出しなければならない。

2 管理受託者又は県営土地改良事業の工事以外の工事を行なおうとする者は、改築又は追加工事を完了したときは、管理受託者にあつては受託財産改築(追加工事)完了報告書(第七号様式)を、県営土地改良事業の工事以外の工事を行なおうとする者にあつては土地改良財産改築(追加工事)完了報告書(第七号様式の二)を知事に提出しなければならない。

(昭四五規則六三・一部改正)

(譲与の手続)

第十条 条例第九条の規定による土地改良財産の譲与は、次の各号に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

一 相手方の氏名又は名称及び住所

二 譲与に係る土地改良財産の明細

三 譲与の条件

四 引渡しの時期

五 関係図

六 その他必要な事項

(昭四二規則七六・全改)

第十一條 条例第十条の規定による土地改良財産の譲与は、次の各号に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

一 相手方の氏名又は名称及び住所

二 譲与に係る土地改良財産の明細

三 譲与の条件

四 引渡しの時期

五 関係図

六 その他必要な事項

(昭四二規則七六・全改)

(交換)

第十二条 条例第十一條の規定による交換は、次の各号に掲げる事項を記載した契約書によつてするものとする。

一 相手方の氏名又は名称及び住所

二 交換に供しようとする土地改良財産の明細

三 交換により取得しようとする財産の明細

四 交換の条件

五 引渡しの時期

六 関係図

七 その他必要な事項

(昭四二規則七六・全改)

(標識の設置)

第十三条 知事(管理を委託した土地改良財産については、管理受託者)、土地改良財産である土地について、その環境を明らかにする標識を設置しなければならない。

(書類の経由)

第十四条 この規則により知事に提出する書類は、土地改良財産の所在する地域を所轄する振興局を経由しなければならない。

(昭四二規則七六・平二規則二一・平一八規則三六・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三五年規則第一八号)

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年九月二十九日から適用する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六八号)抄

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第三二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表

(平二一規則三二・一部改正)

県有土地改良財産種類、種目表

種類	種目	数量単位	摘要
工作物	貯水池	個所	えん 堰 堤、余水吐、通水装置等一式を包括する。
"	頭首工	"	せき 井 壁、制水門、土砂吐樋門、魚道等一式を包括する。

〃	水路	メートル	開渠、暗渠、隻水渠、ずい道、逆サイフォン、掛通、分水工、落差工等一式を包括する。
〃	揚水機場	個所	ポンプ、原動、吸水槽、吐水槽、電気施設、配電盤、揚水機上屋等一式を包括する。
〃	樋門	〃	逆水門等
〃	堤防	メートル	舟溜、潮返等一式を包括する。
〃	防災施設	個所	堰堤、土留石垣、杭棚工等一式を包括する。
〃	橋梁	個所 メートル	木橋、コンクリート橋、土橋等
〃	道路	メートル	道路、付帯施設等一式を包括する。
工作物	変電送電施設	個所 メートル	送配電設備等一式を包括する。
〃	雑工作物(工種)	個所 メートル 平方メートル	他の種目に属さない一切の工作物を包括する。 (工種とは、事業の実施要綱で定められた工種をいう。)
建物	倉庫建	床面積 延面積	資材倉庫、材料置場等
〃	雑屋建	〃	見張小屋及びこれらに類するもの。
〃	集会所建	〃	活性化施設、地域農業活動拠点施設等
〃	事務所建	〃	
土地	揚水機場	平方メートル	揚水機場敷地
〃	資材倉庫	〃	資材倉庫敷地
〃	材料置場	〃	材料置場敷地
〃	見張小屋	〃	見張小屋敷地
〃	道水路	〃	道路、水路等の敷地
〃	貯水池	〃	堰堤、余水吐等附属地を包括する。
〃	その他(種目)	〃	他の種目に属さない一切の土地を包括する。
立木竹	立木	本 立方メートル	
〃	竹	束	
権利	地上権	平方メートル	

第1号様式(第3条関係)

(平21規則32・全改)

第1号様式(第3条関係)

土地改良財産登録

大分県

番号	地区名	起工年月日	完成年月日	番号	地区名	起工年月日	完成年月日

概要		番号
事業の種類		地区名
起工年月日	年 月 日	所在地
完成年月日	年 月 日	
事業の変革		受 益 面 積
		田 畠 その他 計
管理を委託した場合	管理受託者名	他目的用等 の場合は概要
	委託年月日	
譲与をした場合	被譲与者名	譲与の条件
	譲与年月日	

地区名						番号
種類	工作物	種別	竣工日	所在地	構造及び規模	完成年月日
年月日	番号	種別	完成年度	所在地	構造及び規模	

地区名										番号	
所在地						元年月日		年月日			
種類		建物種目				主用途		構造			
年月日	増減事由	建坪	延坪	面積(m ²)	価格(円)	建坪	延坪	面積(m ²)	価格(円)	建坪	延坪

地区名										番号	
種類		土地									
市町村名	大字	字	地番	種目	地目	面積(m ²)	価格(円)	登記年月日	用	備考	

地区名										番号	
種類		立木等		所在地						沿革	
年月日	増減事由	種類	植栽年度	樹齡	植栽面積	増量	価格	既存量	価格	既存量	備考

地区名										番号	
種類		権利									
市町村名	大字	字	地番	地目	面積(m ²)	価格(円)	存続期間	特約等	土地等の所有者	登記年月日	備考

第2号様式(第5条関係)

(平21規則32・全改)

第2号様式(第5条関係)

土地改良財産管理台帳

所在地 _____
管理受託者名 _____

事業概要	事業の種類	地区名				受託年月日		
	起工年月日		年 月 日	面 積				
	完成年月日	年 月 日	郡・市・町・村名		田	填	その他の面積	
	事業の沿革			ha	ha	ha	ha	ha

※種類ごとの管理台帳は、第1号様式を準用する。

第3号様式(第6条関係)

(昭35規則18・全改、平21規則32・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

年　月　日

大分県知事 殿

住 所
 受託団体
 代表者 職 氏 名印

受託財産管理状況報告書

年　月　日 管理委託を受けた土地改良財産の　年度の管理状況を、下記のとおり大分県土地改良財産事務取扱規則第6条の規定により報告します。

1 土地改良財産の所在、種類及び数量

所 在	在	種 類	種 目	数 量	摘 要

2 他目的(用途)に使用した状況

使用者	他 目 的 (用 途) に 使 用 し た 土 地 改 良 財 産			取 益 〔金銭以外のものは 金銭に換算した額〕	収 益 の 帰 属	摘 要
	種 目	種 别	数 量			
				円		

3 減失(き損)の状況

種目	種別	減失(き損)の程度		復旧状況		保全及び復旧のためとった応急措置	摘要
		數 量	金 額	數 量	金 額		
			円		円		

4 改築(追加工事)の状況

種 目	種 別	改築(追加工事)の程度		摘要
		數 量	金 額	
			円	

5 管理の内容

6 管理のため要した経費

種 目	種 別	金 額	摘要

7 その他必要な事項

第4号様式(第7条関係)

(昭35規則18・全改、平21規則32・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

年　月　日

大分県知事　殿

住　所
受託団体
代表者　職　氏　名印

土地改良財産滅失(き損)報告書

年　月　日管理委託を受けた土地改良財産が、下記のとおり滅失(き損)した
ので、大分県土地改良財産事務取扱規則第7条の規定により報告します。

1 土地改良財産の所在、種類及び数量

所 在	種類	種目	数 量		摘要
			総 量	うち滅失(き損)した量	

2 滅失(き損)の原因

3 滅失(き損)の程度

種目	種別	滅失(き損)の程度		復旧費見積額	摘要
		数 量	損 害 見 積 額		

4 保全及び復旧のためとつた応急措置

5 その他必要な事項

第5号様式(第8条関係)

(昭35規則18・全改、平21規則32・一部改正)

第5号様式(第8条関係)

年　月　日

大分県知事　殿

住　所

受託団体

代表者　職　氏　名　印

受託財産他目的(用途)使用許可申請書

年　月　日管理受託を受けた県営　事業によつて造成された土地改良財産
を、下記のとおり他目的(用途)に使用したいから許可下さるよう、大分県土地改良財産
事務取扱規則第8条の規定により申請します。

1 土地改良財産の所在、種類及び数量

所　在	種　類	種　目	数　量		摘要
			総　量	うち他目的(用途) に使用する量	

2 使用の目的(用途)

3 使用方法

4 使用期間

年　月　日から

年　月　日まで

5 収　益

種目	種別	額(又は量)	金銭以外のものを金 銭に換算		収　益　の 算出基礎	収　益　の 帰　属	摘要
			換算額	換算方法			
			円				

6 他目的(用途)に使用しようとする理由

7 使用者住所氏名

住　所

氏　名

8 使用者と当該受託財産との関係

9 附した条件

第6号様式(第9条関係)

(昭35規則18・全改、平21規則32・一部改正)

第6号様式(第9条関係)

年　月　日

大分県知事　殿

住　所

受託団体

代表者　職　氏　名　印

受託財産改築(追加工事)承認申請書

年　月　日管理受託を受けた県営　　事業によって造成された土地改良財産
を、下記のとおり改築(追加工事)をしたいから承認下さるよう、大分県土地改良財産取
扱規則第9条第7項の規定により別冊実施設計書を添えて申請します。

1 土地改良財産の所在、種類及び数量

所	在	種類	補目	數量		摘要
				総量	うち改築(追加工事) をする量	

2 事業計画書

工種	総事業量		前年度まで		本年度		翌年度以降	
	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額	事業量	金額
計								
工期	年 年	月 月	日から 日まで		年 年	月 月	日から 日まで	

3 改築(追加工事)をしようとする理由

4 本来の目的等に及ぼす影響

第6号様式の2(第9条関係)

(昭45規則63・追加、平11規則68・平21規則32・一部改正)

第6号様式の2(第9条関係)

年　月　日

大分県知事 殿

住 所

名 称

代表者 氏名

土地改良財産改築(追加工事)承認申請書

県営 事業によって造成された土地改良財産を下記のとおり改築(追加工事)を
したいから承認くださるよう、大分県土地改良財産事務取扱規則第9条第1項の規定によ
り別冊実施設計書を添えて申請します。

記

1 土地改良財産の所在、種類及び数量

所 在	種類	種目	数量		摘要
			総量	うち改築(追加工事) をする量	

2 事業計画書

工 種	総 事 業 量		本 年 度		翌 年 度 以 降	
	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額
		円				円
計						
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	

3 改築(追加工事)をしようとする理由

4 本来の目的等に及ぼす影響

注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署するこ
とができる。

第7号様式(第9条関係)

(昭35規則18・全改、平21規則32・一部改正)

第7号様式(第9条関係)

年　月　日

大分県知事　殿

住　所

受託団体

代表者　職　氏　名　印

受託財産改築(追加工事)完了報告書

年　月　日づけで承認を受けた受託財産の改築(追加工事)を、下記のとおり
完了したので、大分県土地改良財産事務取扱規則第9条第2項の規定により報告します。

1 事業内容

工　種	計　画		施　行		増減(△減)		摘要
	事業量	金　額	事業量	金　額	事業量	金　額	
		円		円		円	
計							
工　期	年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで				

2 本来の目的等に及ぼす影響

第7号様式の2(第9条関係)

(昭45規則63・追加、平11規則68・平21規則32・一部改正)

第7号様式の2(第9条関係)

年　月　日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

土地改良財産改築(追加工事)完了報告書

年　月　日づけで承認を受けた土地改良財産の改築(追加工事)を下記のとおり完了したので、大分県土地改良財産事務取扱規則第9条第2項の規定により報告します。

記

1 事業内容

工 種	計 画		施 行		増減(△減)		摘 要
	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額	事 業 量	金 額	
		円		円		円	
計							
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで				

2 本来の目的等に及ぼす影響

注 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。